

ばくのゆめ 運営規程

《障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援》

(事業の目的)

第1条 株式会社大夢（以下「事業者」という。）が設置するばくのゆめ（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「相談支援」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業等を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）」、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、相談支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ばくのゆめ
- (2) 所在地 奈良県奈良市法華寺町8-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (相談支援専門員と兼務可)

管理者は、職員の管理、相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名 (常勤職員 1名・管理者と兼務可)

相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画及び障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画」という。)の作成に関する次の業務を行う。

(ア) アセスメントを実施すること。

(イ) サービス等利用計画書を作成すること。

(ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。

(エ) モニタリングを実施すること。

(オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(カ) 利用者等からの依頼により、利用者等が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報提供及び助言その他必要な援助を行うこと。

(キ) その他必要な相談及び援助。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、8月13日から8月16日及び12月29日から1月5日を除く

(2) 営業時間 午前9時15分から午後5時45分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。但し、8月13日から8月16日及び12月29日から1月5日を除く

(4) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時30分までとする。

(相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同

じ障害を有する者による支援等、適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント（支援するうえで解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう、支援するうえで解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援、指定障害児通所支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害者総合支援法に規定する介護給付費等又は児童福祉法に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定又は通所給付決定（以下「支給決定等」という。）を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者又は障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア)に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、

厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者等から受領する費用の額等)

第7条 法定代理受領を行わない相談支援を提供した際は、利用者等から障害者総合支援法の規定により算定された計画相談支援給付費又は児童福祉法の規定により算定された障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 最初1.5キロまで300円、後1キロごとに100円を徴収する。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から、障害者総合支援法の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は児童福祉法の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に規定する負担上限月額又は高額障害福祉サービス費算定基準額又は高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認のうえ、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス等事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、奈良市とする。(ただし、東里、大柳生、田原以東を除く)

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者等の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した相談支援に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した相談支援に関し、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう

努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (6) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の禁止）

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクハラ）又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワハラ）等のあらゆるハラスメント行為により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画「BCP」）

第 17 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずる。

- 1 事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改定する。

第 15 条（衛生管理等）、第 17 条（業務継続計画「BCP」）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。